

# 公益社団法人 松阪青年会議所

## 運営に関する規程

### 第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織、運営等に関する事項を規定する。

### 第2章 役員の任務

(役員の任務)

第2条 本会議所の役員は定款に定める事項の他、次の任務を有する。

#### 1. 理事長

- (1) 本会議所の代表として対外的な発言をし、総ての事業の総括責任をもつ。
- (2) 日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会及び理事長会議に出席し、本会議所の有する議決権の行使及び意見の発表を行う。

#### 2. 副理事長

- (1) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため、一体となって努力する。
- (2) 理事長と連絡を分担し、各々分掌の委員会を統轄して、活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整を図る。

#### 3. 専務理事

専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して所務をつかさどり、かつ事務局を統括する。

#### 4. 理事

- (1) 各理事は、本会議所の目的達成のために事業を企画、検討、実施し、且つその成果を確認して議事録又は報告書を担当副理事長をへて、理事長に提出する。
- (2) 各理事の職務分掌に疑義の生じた場合は、理事会の決定に従う。

## 5. 監事

- (1) 監事は理事の職務執行を監査し、民法第59条に規定する職務を行う。
- (2) 監事は他の役員の職を兼ね、又は定款第51条の規定による委員会の委員となることが出来ない。

## 6. 直前理事長

直前理事長は、理事長経験を生かし、理事会にて必要な助言をすることができる。

# 第3章 例会、定時総会、理事会、委員会

### (例 会)

第3条 例会は毎月8日に開催する。定例日を変更する場合は、理事会において承認を得ること。

### (定時総会)

第4条 定時総会は、毎年2月に開催する。

### (定時理事会)

第5条 定例理事会は、毎月19日に開催する。定例日を変更する場合は、理事会において承認を得ること。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

### (臨時理事会)

第6条 定例理事会の他、定款第43条第3項によって臨時に開催する事が出来る。

### (会 議)

第7条 定款第51条の規定に基づき、原則として、総務に関する事項、会員開発に関する事項、指導力開発に関する事項、経営開発に関する事項、社会開発に関する事項、青少年開発に関する事項、広報に関する事項を行う委員会を設置する。別に必要ある時は、理事会の承認をへて、室、委員会（特別委員会）又は会議を設置する事が出来る。

### (委員会の構成)

第8条 委員会は、委員長、副委員長、幹事及び委員をもって構成する。なお、副委員長については、必要に応じて2名置くことが出来る。

### (任 命)

第9条 委員長は理事長が、副委員長は委員長が指名し理事会の承認をへて任命する。

(委員会)

#### 第10条 委員会

(1) 委員会は毎月1回以上開催し、委員長は活動計画は勿論、議事録活動記録を正確に理事会に報告する責を有する。議事録の記載は正しく、特に出席者氏名は必ず記入すること。

(2) 委員長は年度計画ならびに予算請求書を作成し、新年度第1回理事会の開催される7日前までに総務委員長を通じて理事長に提出しなければならない。

(3) 活動の進展に伴う追加予算の請求に関しては総務委員会宛「活動状況報告書」をそえて請求しなければならない。総務委員長は理事長の許可を得て被請求取捨権を有するものとする。

(職務分掌)

第11条 各委員会の職務分掌は、次のとおりとする。

##### ①総務に関する事項

- (1) 総会、理事会、例会開催に関する件
- (2) 会費の徴収
- (3) 会員名簿の完備
- (4) 定款、諸規程の整備、改正及び実施
- (5) 各委員会活動の状況把握と財務的、事務的援助
- (6) 事業計画書、事業報告書、収支予算書、決算書等の総会議案書作成
- (7) 会員の入退会に関する事
- (8) 各委員会との連絡事項、調整事務及びその他各委員会に属さない事項
- (9) 褒賞、表彰、慶弔に関する件

##### ②会員開発に関する事項

- (1) 会員拡大を目的とする計画の立案実施
- (2) 会員相互の親睦と会員間の交流促進
- (3) 他青年会議所との交流、交歓
- (4) 会員の活動参加奨励及び会員意識向上のための指導
- (5) 各種会合への参加奨励
- (6) 家族会の開催など、会員家族間の親睦を図ること

##### ③指導力開発に関する事項

- (1) 自己啓発、会員訓練、経営者訓練に関する事
- (2) 地域社会への指導力の広がりをはかる活動
- (3) 議事法及び実践指導力の徹底

##### ④経営開発に関する事項

- (1) 経済問題、経営技術に関する研究、指導
- (2) 地域経済の活動促進

(3) 他の経済団体との連携並びに共同事業

⑤社会開発に関する事項

(1) 社会開発計画の研究、立案、実施

(2) 福祉社会実現への活動

(3) 交通、公害問題に関する事

⑥青少年開発に関する事項

(1) 教育の向上に関する研究及び活動

(2) 青少年健全育成に努め内外の意識昂揚を図る活動

(3) 青年の社会意識昂揚を図る活動

(4) その他青少年問題に関する事項

⑦広報に関する事項

(1) 会報の発行

(2) 日本青年会議所活動及び各地青年会議所活動の情報交換

(3) 青年会議所活動の対外的PR及び報道関係への連絡

(4) その他広報活動に関する事

2. 但し、第7条に基づき委員会（特別委員会）を設置した場合は、前項に定められた職務分掌にとらわれず、委員会（特別委員会）に於いてその職務を行うことができる。

（委員会の決議）

第12条 各委員会の議決は委員の1/2以上出席し、その過半数の同意により決定する。各委員会委員長は委員会の協議した事項を理事長に報告する。委員会の定足数及び委員会で検討され決議された事項の経過と結果は、すべて理事会に於いて報告、発表され、各理事を通じて会員全員に周知されなければならない。

## 第4章 そ の 他

（出席義務）

第13条 会員は例会及び委員会に必ず出席しなければならない。但し、病気又は止むを得ぬ場合はこの限りでない。

（届 出）

第14条 全ての会合に対する出席、欠席、遅刻、早退は予め届出る事。

（表 彰）

第15条 例会（総会を含む）年間出席率100%の会員は12月例会において表彰する。但し青年会議所活動参加のため、又は青年会議所活動に関する行事等に参加のため例会（総会を含む）に出席できない場合、所定の手続きを経た場合に限って例会（総会を含む）出席したものとみなす。

（褒 章）

第16条 本会議所目的達成に著しい功績があった個人又は団体に対して理事会の決定に依り褒賞を行う。褒賞方法についてはそのつど理事会で決定する。

（改 廃）

第17条 この規程の改廃は総会の決議において行われるものとする。

## 附 則

1. 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。